

営業許可手続きの流れ



1. 食品衛生責任者の資格の取得

- ・調理師・栄養士免許等の資格をお持ちでない方は、食品衛生責任者養成講習会を受講
※食品衛生協会への受講申込みが必要です(連絡先:0980-54-0211)

2. 事前相談 (必要な設備等について)

要予約

- ・施設基準や手続きに必要な書類等について 不明な点は保健所にご相談ください。

要予約

3-1. 申請を行う (営業開始・期限終了日 2~3週間前)

予約日: R 年 月 日 () AM・PM

- ・営業許可申請書とその添付書類に必要事項を記載し、北部保健所生活環境班の窓口へ営業許可申請書等を提出します。
※納付された申請手数料は、還付しませんのでご注意ください。



申請と同時

3-2. 施設の検査を行う

(離島は後日調整)

- ・設備が施設基準に適合しているか、HACCPに沿った衛生管理ができているかを検査します。
- ・各設備を車に積んで、保健所まで持参ください。(テント等で積めないものは事前に相談ください)
- ・HACCP衛生管理計画・記録類を確認しますので、作成していれば準備をお願いします。

4. 食中毒予防の講習会を受講

申請時に予約

講習会予約日: R 年 月 日 ()

※午後1時半から受付スタート、午後2時から3時まで講習会。

- ・食中毒予防に係る講習会です。食品衛生の基礎知識を身につけます。
※受講の際には、テキスト代440円をご準備ください。
※1年以内に受講歴がある場合は、免除することができます。



5. 営業許可証の交付

- ・施設検査合格後、1週間程(保健所窓口開業日のみ換算)で許可証が交付できます。
※4の講習会が未受講の方は後日受講ください。
※改善確認等がある方は、食品衛生監視員による改善確認完了後の交付となります。

6. 営業開始

- ・営業許可証は掲示義務があります。施設の見やすい場所に掲示してください。

